



# 忘れていませんか? 「押しの手」

みんなで

生ゴミの水分減量に  
取り組みましょう!!

平成21年に各家庭に配布した、生ごみの水切り「押しの手」  
ですが、家庭内でのごみの減量に使っていますか?

## どんな効果があるの?

### 1 焼却費用削減の効果

家庭から排出される可燃ごみの約50%は水分が含まれています。その中でも生ごみが全体の約20%となっており、そのほとんどが水分です。水分を減らすことで、ごみの減量と焼却する費用が削減できます。

▼香南市約14,500世帯で、  
1日25cc水切りすれば…

- 1年間で約132tの減量になります。
- 焼却にかかる費用の削減は?  
132t × 14,000円(1t当たりの焼却費用)  
= 1,848,000円

押すだけ  
です!!



水切りの手  
おんじの手

ごみの焼却費用は、皆さんの大切な税金でまかなわれています。ごみの減量とよりよい環境づくりを目指し、生ごみの水切りに「押しの手」をぜひご活用ください。

### 2

### 悪臭・腐敗の防止効果

生ごみは腐りやすく、悪臭があります。悪臭や腐敗の主な原因は、生ごみに含まれる水分です。その水分をこまめに取り除くことで、清潔な炊事場を保てます。



### 3

### 地球温暖化防止効果

焼却施設での焼却効率や収集車の運搬効率が向上し、1世帯あたり1年間にCO2を500g～1kg削減できます。60wの電気です約17時間～34時間分に相当します。



## セアカゴケグモにご注意ください!

❗ このクモのメスは毒を持っているので、絶対に素手で捕まえたり、触ったりしないようにしてください。

❗ もし見つけた場合は、市販の殺虫剤(ピレスロイド系)をかけるか、靴で踏みつぶして駆除してください。

❗ 万一、咬まれた場合は、温水や水で洗い流してできるだけ早く医療機関を受診し、「ゴケグモ」に咬まれた旨を告げ、治療を受けてください。

発見した時は、市役所環境対策課(☎57-8508)または高知県環境共生課(☎088-821-4842)までご連絡ください。

※年末年始のごみ収集についてはカレンダーをご覧ください

体長約7mm～12mm



全体的に黒色または濃い褐色

腹部の背に赤色の帯状の模様がある

福祉事務所  
だより No.18

## 12月3日～9日は障害者週間です

障害のある人が地域社会の一員としていろいろな活動に参加したり、社会貢献を担うことのできるまちづくりを考えてみませんか。

今回は、障害のある人の権利を保護するための「障害者虐待防止法」と「成年後見制度」について紹介します。

共に生き  
共に支え合う  
まちづくりを  
目指して

### 障害者虐待防止法

虐待を受けたと思われる障害者を見つけた場合は通報することが義務付けられています

昨年10月1日に施行された、「障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐための法律」です。

虐待には、身体的、心理的、性的、経済的虐待と放棄・放任等があります。これらは目に見えるものからそうでないものまで、いろいろな形がありますが、虐待を受けていても自覚がなかったり、また気づいても自ら訴えることができないこともあります。

周囲が気づき、未然に防いだり早期発見と対応が可能となるように、虐待が疑われる場合は連絡をお願いします。障害者虐待防止法では通報の義務があるとされています。

ご相談・連絡は香南市障害者虐待防止センターへ(福祉事務所内)

- 平日昼間(8:30～17:15)…福祉事務所 ☎57-8509
  - 夜間(17:15～翌日8:30)および土・日・祝日  
…市役所(代表) ☎56-0511
- ※通報や相談した人の情報は固く守られます

### 成年後見制度

障害者の権利を保護する制度

精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない人が経済上の不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる「成年後見人」を付けて保護する制度です。

例えば、判断能力が十分でない人が悪質な訪問販売員に騙されて高額な商品を買わされてしまうなどといったことがあります。こういった場合も成年後見制度を上手に利用することによって被害を防ぐことができる場合があります。

### 成年後見人は財産や権利を守ります

例1

#### 財産の管理

出入金の確認をしながら、現金や預貯金の管理をします。

例2

#### 契約の代理や取り消し

一人で行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消しなどを代わりに行います。

例3

#### 介護・医療へのサポート

要介護認定の申請や介護サービスの契約、医療機関との契約を行い、利用者が安心して生活を送れるようにサポートします。



お問い合わせ、ご相談は、福祉事務所で受け付けています。